

介護事業者の行政処分について

1. 事業者名等

- (1)開 設 者 社会福祉法人東幸会
- (2)代 表 者 理事長 伊藤 友子
- (3)施 設 名 称 特別養護老人ホームサンシャイン（事業所番号：0270301419）
- (4)入 所 定 員 60 人（6 ユニット、1 ユニットの定員 10 人）
- (5)サービス種類 介護老人福祉施設
- (6)所 在 地 八戸市東白山台二丁目 2 番 1 号
- (7)指定年月日 平成 14 年 10 月 25 日

2. 行政処分

(1)処分内容

命令（介護保険法（以下「法」という。）第 91 条の 2 第 3 項）

「令和 5 年 4 月 28 日八介第 27 号により行った法第 91 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による勧告に係る措置を 1 月以内に講じることを命ずる。」

(2)処分日

令和 6 年 8 月 9 日

(3)処分理由

社会福祉法人東幸会は、八介第 27 号による勧告に対して、令和 5 年 5 月 26 日付けで、市に改善報告書を提出したにもかかわらず、改善事項の一部が実施されていない上、再度虐待（介護の放任・放棄（ナースコールを利用者の手の届かない位置に置く））が確認されたため。

3. 市の対応状況等

(1)令和 3 年度及び令和 4 年度

①虐待疑いの通報

身体的虐待（入所者の腕を叩く、強引な介助により入所者の手首を痛める）、心理的虐待（暴言や入所者への威圧的態度）及び介護の放任・放棄（ナースコールを入所者の手の届かない位置に置く）について令和 3 年 9 月から令和 5 年 2 月までに計 7 回受理。

②運営指導及び監査

i)運営指導 令和 4 年 11 月 17 日

ii)監 査 令和 4 年 12 月 20 日、令和 5 年 3 月 17 日 計 2 回

iii)内 容 虐待を行った職員、施設長や上司から聞き取り

③市から開設者への勧告

i)発出 令和 5 年 4 月 28 日（八介第 27 号）

ii)内容 a 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福

祉施設サービスを提供するように努めること。

- b 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じること。

④改善報告書

- i) 受理 令和5年5月26日
- ii) 内容
 - a 社会福祉法人東幸会の理念・施設理念及び基本方針を掲示
 - b ユニット会議の実施（毎月）、入所者の心身状況の確認、入所者への介助や対応方法の平準化、PDCA サイクルを実施 ※実施していなかった事項
 - c 職員の経験、役職に応じたクラス別年間研修計画を作成・実施
 - d 虐待につながる言動等をセルフチェックする「虐待の芽チェックリスト」を施設全体で3か月に1回実施
 - e 社用スマートフォンを活用し、虐待の早期発見・対応
 - f ユニット内での事例検討会、勉強会を開催
 - g 職員が悩みをため込まないために定期的な面談を実施

(2)令和5年度

①虐待疑いの通報

施設職員から施設内で虐待があったこと、また、匿名で入所者への暴言や身体的虐待の疑いがあるとの通報を、令和5年11月28日から令和6年1月26日まで計3回受理。

②運営指導及び監査

- i) 運営指導 令和5年12月5日 ※虐待の事実が認められたため、監査へ切替え
- ii) 監 査 令和5年12月5日、令和6年1月12日、同30日、2月8日 計4回
- iii) 内 容 虐待を行った職員、ユニットリーダー、施設課長、施設長への聞き取り、虐待を受けた入所者との面接により、改善事項の一部を実施していないことや虐待の事実を確認

4.今後の対応

市が命令した内容に基づき施設の運営が行われているか、別途実地で確認予定。